

鳴門市健康福祉交流センター改修工事設計業務公募型プロポーザル実施要領

【日程】

公告	令和6年6月7日（金）
質問受付期間	令和6年6月7日（金）～6月17日（月）
質問に対する回答	令和6年6月20日（木）
施設見学	令和6年6月7日（金）～6月17日（月）
参加表明書等の受付期間	令和6年6月7日（金）～6月24日（月）
参加資格審査結果通知	令和6年6月26日（水）
業務提案書等受付期間	令和6年6月26日（水）～7月26日（金）
審査委員会（提案者プレゼンテーション）	令和6年8月上旬ごろ（予定）
審査結果の発表及び通知	令和6年8月中旬ごろ
契約締結	令和6年8月下旬ごろ

1 業務概要

（１）業務名

鳴門市健康福祉交流センター改修工事設計業務（以下「本業務」という。）

（２）業務の目的

本業務は、本市が計画している鳴門市健康福祉交流センターの改修に係る設計業務を委託するにあたり、本市の地域特性等を十分に理解し、柔軟かつ高度な発想力、設計能力及び豊富な経験を有する設計業者を、公募型プロポーザルにより選定するため、本実施要領（以下「本要領」という。）において、必要な事項を定めるものである。

（３）業務概要

別紙「鳴門市健康福祉交流センター改修工事設計業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（４）履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月25日まで（予定）とする。

（５）提案限度額

本業務に係る提案限度額は、25,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（６）事務局

鳴門市こども未来創造部 こども家庭センター

〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字東浜 24-2 鳴門市健康福祉交流センター

TEL：088-684-1095 FAX：088-684-1370

Mail：kodomokatei@city.naruto.i-tokushima.jp

2 計画事業の概要

(1) 施設の用途

福祉施設

(2) 事業内容

本施設は、従前には鳴門市老人福祉センター及び鳴門市勤労青少年ホームとして活用していた施設であるが、耐震化工事の実施にあわせて機能の見直し等を行い、両施設を廃止・統合し、平成29年度からは、鳴門市健康福祉交流センターとして活用してきたものである。現状においては、市の行政事務機能、社会福祉協議会等民間福祉団体の事務所機能、貸館機能、避難所機能を備えているが、行政事務機能については、新庁舎へ、また社会福祉協議会事務局については、今後整備を予定しているうずしお会館へ移転を予定している。

こうした状況を踏まえ、新庁舎の建設に伴う行政機能の集約化により空きスペースの生じる鳴門市健康福祉交流センターに、子どもの遊び場を付加機能として備えた「こども家庭センター」を設置し、本施設及び周辺エリア一帯を本市の「子育て支援拠点エリア」として子育て支援の充実を図る方針の実現に向けて必要な改修を行うとともに、施設の長寿命化に資する設備の更新等を併せて行うこととしている。

施設改修の具体的内容は、貸館機能は維持しつつ、老朽化が進んでいる空調設備の更新、外壁補修、雨漏り対策などに加え、トイレの改修や授乳室、バギー置き場の整備、休憩コーナーの設置など、特に就学前の子育て世帯が利用しやすい環境整備を進める必要があると考えている。

なお、事業実施にあたっては、現在、耐震改修工事に係る設計を進めている鳴門市文化会館と機能連携等を図ることも視野に検討を進めることとしている。

(3) 所在地

徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 24 番地 2

(4) 建築面積

1, 038㎡

(5) 構造

鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階

(6) 延床面積

3, 373.23㎡

(7) 目標とする工事費（上限）

490, 000, 000円

※目標とする工事費は、施設改修工事、その他設備改修工事（空調を含む）、消費税（10％）を含んだ額である。

(8) 工程概要（予定）

令和6年度	基本設計・実施設計
令和7年度	工事開始
令和8年度	工事完了 グランドオープン

3 施設見学・資料提供

以下において施設内外部の見学を行うことができる。

(1) 見学日

令和6年6月7日（金）～6月17日（月）

(2) 見学時間

午前9時から午後5まで（12時00分～13時00分を除く）

(3) その他

- ・希望者は必ず事前に本要領1業務概要（6）に記載の事務局へ連絡し、日時の決定を行うと。
 - ・見学当日までに、施設見学参加申込書兼資料借用申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、事務局へ提出すること。
 - ・上記書類提出後、事務局より鳴門市健康福祉交流センターに関する図面一式を貸与する。
 - ・1希望者につき見学時間は2時間までとし、人数は5名以内とする。
 - ・当日は、担当職員の指示に従い、許可された範囲でのみ行動すること。
 - ・施設内の写真撮影は可とするが、利用者の顔が入らないようにすること。
- なお、周辺環境の撮影については自らの責任で行うこと。

4 参加資格要件

(1) 参加者の構成等

ア 本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に示す単独企業又は設計業務共同企業体（以下「JV」という。）とする。ただし、参加者は「（2）参加者に共通する参加資格」に掲げる要件を満たしている必要がある。

- ① 単独企業
- ② JVでの参加の場合、本業務を行う者の3社以内（以下「構成員」という。）によって構成されたJVとする。
- ③ 同一企業が「単独企業」、「JVの構成員」として本プロポーザルに参加しないこととする。
- ④ JVの構成員は、最低出資比率を設けず、役割分担型の共同企業体協定書を締結する。

(2) 参加者に共通する参加資格

本プロポーザルの参加資格は、公告日から本契約締結までの期間に、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと

イ 令和6年度鳴門市測量・建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に登載されている者であること。ただし、JVの場合、代表構成員が名簿に登録されていれば、参加資格を満たしているものとする。

ウ 鳴門市建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成14年5月1日施行）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。

エ 国税及び地方税に滞納がないこと。

オ 鳴門市暴力団等排除措置要綱（平成24年8月1日施行）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。

- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- キ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。また、建築士法第 26 条第 2 項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中ではないこと。建築士法第 10 条第 1 項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。
- ク 平成 21 年度以降に受注し、本プロポーザルの公告の日までに業務を完了した、次に掲げる a、b の要件を満たす建築物の設計業務を元請（JV の場合は代表構成員・構成員いずれも可とする。）として履行した実績があること。この場合、両方の要件を満たす単一の建築物における実績がある場合でも、いずれか一方の要件を満たす建築物における実績がそれぞれある場合でも可とする。
- a : 国又は地方公共団体の施設の大規模改修（設備改修を含む、延べ面積 1,000 m²以上の建築物。）に関する基本設計又は実施設計業務
- b : 子育て支援施設の改修または新築・改築・増築に関する基本設計又は実施設計業務
- ケ 本業務の開始時点で、一級建築士の資格を有する者を管理技術者として配置できること。ただし、参加者となる企業と参加表明書提出の日以前に 3 ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。JV の場合は、代表構成員と前記の雇用関係にある者に限る。
- コ 遊具設計については、協力者を加えることは可とする。その協力者は他の参加者の協力者となることはできない。なお、協力者については、令和 6 年度鳴門市入札参加登録者名簿に登録している必要はない。

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、業務提案書などの作成及び提出に関する事項並びに本業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

（1）提出期限

令和 6 年 6 月 17 日（月）午後 5 時まで（必着）

（2）提出先

本要領 1（6）に掲げる事務局

（3）提出方法

質問書（様式第 8 号）に記入し、電子メールにて提出先まで送付すること。また、電子メール送付後は、必ず事務局まで電話にて受信確認を行うこと。なお、電子メール以外での質問書の受付は行わない。

（4）回答方法

質問に対する回答は、一括してとりまとめ、令和 6 年 6 月 20 日（木）に鳴門市公式ウェブサイト上に掲載する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

回答内容は、本要領及び関係する仕様書等の追加、修正として取り扱う。

6 参加表明書、業務提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下のとおり参加表明書、業務提案書等を提出すること。
なお、JVでの参加の場合、本プロポーザルに係る手続きは代表構成員が行うものとする。

(1) 提出期間

- ① 参加表明書等（本項「(5) 提出書類及び提出部数」中の①～⑥。単独企業の場合は③～④、JVの場合は②を除く）

令和6年6月7日（金）～令和6年6月24日（月）

ただし、持参する場合は、平日午前8時30分～午後5時までの間とする。

- ② 業務提案書等（本項（5）提出書類及び提出部数」中の⑦～⑨。単独企業の場合は、⑨を除く）

令和6年6月26日（水）～令和6年7月26日（金）

ただし、持参する場合は、平日午前8時30分～午後5時までの間とする。

(2) 提出先

本要領1業務概要（6）に掲げる事務局

(3) 提出方法

提出書類は、提出先まで郵送又は持参すること。

ただし、郵送による場合は、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」とし、提出期間内の消印は有効とする。また、郵送の場合は、発送後に必ず事務局まで電話連絡を行うこと。

(4) プロポーザルの辞退

参加資格申請の手続き後、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を令和6年7月26日（水）午後5時までに郵送又は持参すること。

また、辞退届には辞退理由を必ず明記し、辞退届提出後は、辞退の撤回をすることができないものとする。

(5) 提出書類及び提出部数

提出書類	様式	提出部数		
		原本	副本	電子媒体
① 施設見学参加申込書兼資料借用申請書	様式第1号	1部		1部 (CD-Rによる) ※①、②、③、④はPDF形式、 その他はExcel形式とする
② 参加表明書(単独企業用)	様式第2-1号	1部	8部	
③ 参加表明書(設計業務共同企業体用)	様式第2-2号	1部	8部	
④ 設計業務共同企業体委任状・使用印鑑届	様式第3号	1部	8部	
⑤ 参加者の同種・類似業務実績	様式第4号	1部	8部	
⑥ 管理技術者及び各業務主任担当者の保有資格等	様式第5-1号 ～ 様式第5-3号	1部	8部	
⑦ 業務提案書	様式第6-1号 ～ 様式第6-3号	1部	8部	1部 (CD-Rによる) ※PDF形式とする
⑧ 見積書	任意様式	1部	8部	
⑨ 設計業務共同企業体協定書(案)	様式第7号	1部	8部	
⑩ 質問書	様式第8号	1部		
⑪ 辞退届	様式第9号	1部		

7 提出書類の記入上の留意事項

(1) 参加表明書(様式第2-1号)

代表者印を押印の上、提出すること。

(2) 参加者の同種・類似業務実績(様式第4号)

本要領4参加資格要件(2)に示す業務実績を5件以内で記入すること。

実績が複数ある場合は、aかつbの実績を優先し、かつ業務の完了が本プロポーザルの広告の日の近いものから順に記入すること。なお、記入した業務については、契約書の鑑の写し、業務の完了が確認できる資料のほか、a・bに該当することが正確に確認できる資料等を参考資料等として添付すること。

(3) 管理技術者及び各業務主任担当者の保有資格等(様式第5-1号～様式第5-3号)

本業務を担当する管理技術者及び各分野の主任担当者の保有資格等について、次に従い記入すること。

①資格

資格の種類は、各様式に記載された資格について記入すること。

(4) 業務提案書等（様式第6－1号～様式第6－3号）

① 業務提案書（表紙）（様式第6－1号）

代表者印を押印の上、提出すること。また、JVの場合は設計業務共同企業体用の提出者欄は、共同企業体名を記入すること。

② 業務実施方針（様式第6－2号）

業務実施方針は、以下の内容を記載し、業務に対する意欲や取り組み体制、担当者の技術力の高さ、業務内容の理解度等を評価する。

（ア） 本業に対する提案者の取り組み体制

（イ） 各業務担当チームの特徴

（ウ） 業務上特に配慮する事項（業務提案書に求めているテーマを除く）

③ 業務提案書（様式第6－3号）

業務提案のテーマは、以下のとおりとし、その的確性、実現性等を評価する。なお、業務提案書等の作成にあたっては、本市の地域特性や求める諸条件を十分に理解した上で、過去の実績等を含め、以下のテーマについて現実的な提案をすること。なお、以下のテーマ以外に、本施設の有効活用を図るための独自性のある提案を行うこともできる。

項 目	内 容
テーマ①	【改修の基本姿勢について】 増田友也の設計思想、作品の特徴に対する理解と対応及び、新たに整備する「こども家庭センター」機能を核とした本施設及び周辺エリア一帯を本市の「子育て支援拠点エリア」として子育て支援の充実を図る方針としていることを踏まえ、以下について提案する。 ・価値が評価された近代建築に対する改修方針（外壁のコンクリート打放しの改修方法を含む） ・こども家庭センター機能を核とした複合施設としての改修方針 ・鳴門市文化会館及び中庭広場を含めた複合施設エリアの中での本施設の位置付けについて
テーマ②	【事業費の削減や効率的な工事工程について】 建設資材価格の高騰や建設現場における週休2日の推進等、建設事業を取り巻く環境が日々変化していくなか、本施設の改修にあたっては、従来の貸館機能を維持するとともに、こども家庭センター等の運営を継続しつつ実施することを想定している。こうした前提条件を踏まえつつ、以下について提案する。 ・事業費の削減に向けた方策について ・空調設備などの設備改修に関する方策について ・こども家庭センターや貸館業務等の運営を継続しながら改修を効率的に行い、工期を短縮する方策について

テーマ③	【子育て支援の拠点について】 こども家庭センターの付加機能として、主に就学前の子どもが創造性豊かに遊ぶことができる遊び場を整備するなど、「子育て支援の拠点」としての機能充実を図り、施設全体の有効活用に資するために以下について提案する。 ・子どもの遊び場について、独自性のあるゾーニングと設置する遊具等の具体的な方針、提案者が考える管理運営方法について ・障がいのある子もいない子もともに遊ぶことができる、インクルーシブな仕掛けづくり ・施設全体の有効活用に向け、各階の歩廊や3階の会議室の利活用も含めた総合的な付加機能の在り方について
------	---

④ 作成上の留意事項

- (ア) 様式第6－2号は、A3判片面1枚で簡潔にまとめること。
- (イ) 様式第6－3号は、テーマ①と②を併せてA3判片面1枚、テーマ3のみでA3判片面1枚にまとめること。なお、テーマ①と②については、評価しやすいようにテーマごとに分けて記載すること。
- (ウ) 提案は、文章での表現を原則とし、文字の大きさは、原則10.5ポイント以上（図表中を除く）とすること。文章を補完するために必要な概念図や表、イメージ図等を使用し、基本的な考え方をわかりやすく簡単に記述すること。
- (エ) 業務提案書の作成、提出等にかかる費用は、提案者の負担とする。

(5) 見積書の注意事項

見積金額は、直接経費（交通費、事務用品等）、各種申請費、消費税及び地方消費税（10%）を含む金額（委託契約額の総額）とすること。

(6) 提出書類作成上の注意事項（共通）

使用する言語は、日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。提出された書類の訂正、追記、返却は認めない。また、要求する内容以外の書類や図面等は受理しない。

8 選考方針

受託候補者の選定は、「鳴門市健康福祉交流センター改修工事設計業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）」において、業務提案書、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を踏まえ実施する。なお、提案者が1者であっても審査及び評価を行うこととする。

(1) 委員会等の構成

①委員会委員 6名

委員名を知らないために、参加者が意図せずに委員に接触して失格となる可能性を避けること、評価の公平性を期すため、委員名は以下のとおり公表する。なお、本事業に関して提案者の選定委員会委員への接触を禁じる。接触の事実が認められた場合は失格とする。

また、監修者（予定）の国立大学法人 京都大学 工学研究科 建築学専攻 田路 貴浩教授についても同様である。

No.	委員会役職	氏 名	役 職
1	委員長	谷 重 幸	副市長
2	副委員長	黒 濱 政 章	こども未来創造部長
3	委員	浜 原 宏 一	建設技術官
4	委員	利 穂 拓 也	事業統括監
5	委員	川上 久美子	子育て支援課長
6	委員	下地 美由紀	子ども保育教育課長

②監修者（予定） 国立大学法人京都大学 工学研究科 建築学専攻 田路 貴浩教授

③事務局 鳴門市こども未来創造部 こども家庭センター

〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字東浜 24-2 鳴門市健康福祉交流センター

TEL : 088-684-1095 FAX : 088-684-1370

Mail : kodomokatei@city.naruto.i-tokushima.jp

（２）評価基準は、別に定める「鳴門市健康福祉交流センター改修工事設計業務に係る公募型プロポーザル評価要領」による。

（３）プレゼンテーション及びヒアリング

審査は、提出された業務提案書の内容と、業務提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を踏まえて行うものとし、その実施方法は以下のとおりとする。

①プレゼンテーション等の出席者は、本業務を担当する管理技術者を必須とし計５名以内とする。

②プレゼンテーション等の日程（時刻）、場所等については、別途プロポーザル参加指名通知書にて通知する。

③プレゼンテーション等は、参加者が提出した業務提案書の内容を用いて行うこととし、新たな内容の資料提示は認めない。資料を映すためのモニターに接続するパソコンは持参すること。

モニター及びHDMI ケーブル（配線含む）は、市が用意する。指し棒等は各自で持参とする。

④プレゼンテーションの持ち時間は２５分、その後の委員からのヒアリングも２０分程度を予定しているが、詳細は別途プロポーザル参加指名通知書にて通知する。

⑤プレゼンテーション等に参加しない場合は、審査の対象としない。

⑥見積金額が、本要領１業務概要（５）提案限度額を越えている場合は、失格とする。

（４）提案者の順位の決定方法

評価が最も高い参加者から受託候補者１者、次点候補者１者を選定する。

なお、評価点の合計が同点になった場合は、評価項目の「業務提案」の合計点数が高い者を上位とし、評価項目の「業務提案」も同点の場合は、評価項目の「業務実施方針」の合計点数が高い者を上位とする。それでも同点の場合は、委員による協議のうえ、受託候補者、次点候補者を特定する。

（５）結果の通知

受託候補者、次点候補者及び選定されなかった業務提案書の提出者に対しては、審査の結果を書面にて郵送で通知する。

(6) 結果の公表

審査会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続きの完了後に公表するものとする。

(7) 失格

次の条件のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

- ① 提出資料等が本要領の提出方法や条件に適合しない場合
- ② 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合
- ③ その他、本要領に違反すると認められた場合
- ④ 委員会の委員及び監修者に直接、間接を問わず本事業について連絡を求めた場合
- ⑤ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- ⑥ 契約締結までの間に本要領 4 参加資格要件を満たさなくなった場合

9. 業務委託契約

(1) 契約の締結

本業務の受託候補者として選定された者と契約交渉を行った上で契約手続きを行う。ただし、この者が参加表明書の提出から契約締結までの間に本要領 4 参加資格要件を満たさなくなった場合等は、その者との契約の締結を行わず、次点候補者を契約交渉の相手方とする。

(2) 契約に係る業務内容

契約に係る業務は、別途、仕様書に定める内容とする。なお、契約締結の際にプロポーザルの内容に即して仕様書の変更を行う場合もありうるが、提案が必ず業務内容に反映されるわけではない。

(3) 契約金額

本委託の契約金額は、本要領 1 提案の限度額 (5) 提案限度額 に定める金額以内とする。

10. 提出書類の取り扱いについて

提出された書類の著作権は提出者に帰属するものとし、本業務の選考以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、鳴門市は、受託者として決定された者の業務提案書を、本プロポーザルに関する記録として公開できるものとする。